

令和4年度京都府教育委員会・京都市教育委員会
免許法認定講習受講申込手続等要領

1 受講申込み

- (1) 受講希望者は、「受講申込書」(別記様式1)に必要な事項を記入し、学校(園)長に1部提出すること。
- (2) 学校(園)長は、所属職員から受講申込みがあり、当該受講を承認した場合は、受講申込書(原本)を提出すること。
- (3) 本年度は、テレビ会議システム(Zoom方式)を用いた遠隔による講義を行う科目があるので、受講申込の際に留意すること。
また、当講義の受講決定者には、講義に使用するパソコンのメールアドレスを事前に確認するので用意すること。

2 提出先及び提出期限

- (1) 市町(組合)立学校(園)職員分
 - ア 学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、**令和4年5月20日(金)までに**当該学校(園)を所管する市町(組合)教育委員会あて提出すること。
 - イ 市町(組合)教育委員会は、アにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、**令和4年5月26日(木)までに**当該市町(組合)教育委員会を所管区域とする教育局長あて提出すること。
 - ウ 各教育局長は、イにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、**令和4年5月31日(火)までに**京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。
- (2) 府立・私立・国立大学法人附属学校(園)職員分
学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上、(国立大学法人附属学校(園)長は大学長を経由して)別記様式2により、**令和4年5月31日(火)までに**京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。
- (3) 府外学校(園)職員分
各府県教育委員会が取りまとめの上、別記様式2により、**令和4年5月31日(火)までに**京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。

3 受講決定通知

受講決定通知は、令和4年7月中旬頃に、当該市町(組合)立学校(園)職員については市町(組合)教育委員会教育長あて、府立及び私立学校(園)職員については学校

(園)長あて、国立大学法人附属学校(園)職員については大学長あて、府外学校(園)職員については当該府県教育委員会教育長あてに行う。

4 欠席の場合の手続き

前記3により受講を許可された者が、やむを得ない理由により欠席する場合は、速やかに、下記担当あて連絡するとともに「欠席届」(別記様式3)を学校(園)長の承認を得た上で提出すること。

なお、無断欠席をした場合は、次年度以降の受講を認めないことがある。

- 連絡先及び提出先 京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係
電話番号 075-414-5836
FAX番号 075-441-8412

(市町(組合)立学校(園)職員、国立大学法人附属学校(園)職員及び府外学校(園)職員については、必ず経由機関を通じて連絡・提出すること)

5 講座廃止の場合

実施要項の9(1)により講座を廃止した場合には、3の受講決定の通知とともにその旨通知する。